

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	と畜場法	法令の番号	昭和28年法律第114号			
不利益処分の種類	処理する獣畜、頭数の制限	根拠条項	第5条第2項			
処分基準	<p>知事は、公衆衛生上必要があると認めるときは、法第4条第1項の規定による許可を受けたと畜場につき、その構造設備の規模に応じ、当該と畜場において通例として処理することができる獣畜の種類及び1日当たりの頭数を制限することができる。</p> <p>これに関する規定は、従前の実績及び施設の規模を勘案のうえ妥当な制限を行うものとする。</p> <p>また、新規の施設については、既存の施設等を参考にして制限を行う。</p> <p>ただし、簡易と畜場については、法第3条第3項及び第18条第3項に規定する法定制限がなされているので、この規定以上の制限が特に必要な場合にのみ制限を行う。</p>					
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	生活衛生課	交付機関	食肉衛生検査所